

事 務 連 絡
令和3年10月18日

各事業所管理者（施設長） 様
各市町村担当課長 様

高知県子ども・福祉政策部高齢者福祉課長

施設における誤薬事故の防止について（通知）

日ごろは、本県の高齢者福祉行政の推進についてご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
老人福祉施設等における医薬品の使用の介助については、厚生労働省から注意喚起等に関する通知（「老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について（老人福祉施設等への注意喚起及び周知徹底依頼）」平成26年10月1日付け※）により適正な対応が求められているところです。

昨今、市町村から提出のある事故報告書を確認したところ、施設職員の利用者への誤薬事故が頻繁に見受けられます。

各施設におかれましては、厚生労働省の通知を再度ご確認ください、職員に対して誤使用の危険性や誤薬を防止する方策等を改めて周知徹底するとともに、内部における情報共有・マニュアルの見直し等、一層の安全管理対策を講じていただくようお願いします。

なお、利用者に対するサービスにより事故等が発生した場合は、所在地の市町村へ速やかにご報告をお願いします。

また、各市町村におかれましては、報告事案についての事業所への内容確認、指導等を行ったうえで、県へのご報告をお願いします。

記

【厚生労働省の関連通知】

上記下線部の※については、高齢者福祉課ホームページ「新着情報」にこの通知とあわせて掲載しておりますので、必ず確認しておいてください。

高齢者福祉課 介護事業者担当 TEL:088-823-9632
